

市町村による発電利用に供する木質バイオマスの代行証明のしくみ

◆ 『目的』

平成24年7月に施行された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく経済産業省告示における木質バイオマスの調達区分を証明するために、平成24年6月に林野庁により示された「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づき、地域における小規模な森林所有者及び零細な個人経営の林業事業者等により伐採・出材された木質バイオマスについて、発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスとして市町村が証明の代行を行う。これにより、業界団体認定の取得が困難な小口の出材者からの木質バイオマスを発電用チップに供することができ、中山間地域の所得向上に資することを目的とする。

◆ 『市町村による証明の手続き』

- 市町村による「合法性・持続可能性及び発電利用に供する木質バイオマスの代行証明に係る事務取扱規程」の策定・公表
- 小規模な森林所有者及び零細な個人経営の林業事業者等が「証明依頼申請書」を市町村に提出
- 市町村が申請内容等を確認し、「合法性・持続可能性及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス(一般木質バイオマス)証明」を発行

◆ 『市町村による代行証明の流れ』

